

お知らせコーナー

広報いなざわの各記事に掲載された7桁のページID番号を、市ホームページの「ページID検索」に入力すると、該当する記事の詳細情報を閲覧することができます。



▲市公式HP

ページID検索 ID 表示

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントなどを中止・延期、または内容を一部変更する場合があります。
最新情報は、市のホームページで確認するか、各担当課にお問い合わせください。

**夜間、休日に住民票などを
受け取ることが出来ます**

市役所市民課 ☎0587(32)1311
ID 10000970

市役所課税課 ☎0587(32)1193
ID 10001046

電話で予約すると、時間外に証明書などを受け取ることが出来ます (下表)。

▼予約受付 平日の夜間(午後5時15分～9時)に受け取る場合…当日の午後5時まで。閉庁日(土・日曜日、祝

休日の午前10時～午後9時)に受け取る場合…閉庁日の前

夜間・休日に受け取ることのできる証明書

予約できるもの	予約できる方	予約先
住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書	本人または同一世帯の世帯員(戸籍の附票の写しは同一戸籍内の方)	市役所市民課
所得課税証明書、固定資産評価証明書、固定資産公課証明書、納税証明書など	本人または市内在住の同一世帯の親族	市役所課税課

高額療養費の受給手続きを

市役所国保年金課 ☎0587(32)1312
ID 10001016

国民健康保険被保険者が医療機関で治療を受け、自己負担額が一定額を超えた場合、申請して認められると高額療養費が支給されます。70歳以上の方は取り扱いが異なりますので、問い合わせください。

●1カ月の自己負担が次の額を超えた場合

- ①同じ人が同じ月内に同じ医療機関で下表の限度額(A)を超えて支払った場合、超えた額を支給
- ②1世帯で、同じ月内に同じ医療機関へ2万1000円以上の支払いが2回以上あったとき、合算して下表の限度額(A)を超えた額を支給

※入院と外来は別で計算
※薬局の医療費は処方せんを出した医療機関の医療費に含まれます
※入院時の食事代や差額室料などの保険対象外となる費

高額療養費 自己負担限度額

所得区分※1	1カ月の自己負担限度額 (A)	4回目以降の自己負担限度額 (イ)
901万円超	252,600円 + (医療費※3 - 842,000円) × 1%	140,100円
600万円超 901万円以下	167,400円 + (医療費※3 - 558,000円) × 1%	93,000円
210万円超 600万円以下	80,100円 + (医療費※3 - 267,000円) × 1%	44,400円
210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯※2	35,400円	24,600円

※1 世帯の全ての国民健康保険被保険者の基礎控除後の所得を合計した額
※2 同一世帯の世帯主と全ての国民健康保険被保険者が住民税非課税である世帯
※3 自己負担分(1割～3割)ではなく、保険診療に要した費用の総額(10割)

用は除きます
●高額療養費の支給を年4回以上受けた場合

1世帯で過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目からは左表(イ)の自己負担限度額を超えた額を支給
※県内の転居で転居後も同じ

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

日の午後5時まで▼持ち物
手数料、運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認ができるもの ※確認書類の種類によっては、2点以上必要な場合があります。印鑑登録証明書の写し、必要とする印鑑の登録証も必要▼交付場所 市役所守衛室▼その他 郵送による証明書などの交付制度もあります ※印鑑登録証明書を除く

支所、市民センターで 税証明書を交付しています

市役所課税課 ☎0587(32)1193
ID 10001042

市役所課税課で交付している税関係の証明書などは、支所、市民センターでも交付しています(一部交付していないものもあります)。

▼交付できる証明書 所得課税証明書、固定資産評価証明書、固定資産公課証明書、納税証明書など▼申請時に必要なもの 運転免許証やマイナンバーカードなど、窓口で申請する方の本人確認ができる

世帯であることが認められたときは、転居前の支給も通算して多数回該当の回数に含めます

▼申請方法 国民健康保険被保険者証、領収書、預金通帳など振込先の分かるもの、世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの、届け出する方の本人確認ができるものを持つ
支所、市民センターへ

窓口負担額を軽減できます

「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、窓口負担を自己負担限度額までとすることが出来ます。限度額適用認定証が必要な方は、被保険者証、世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの、届け出する方の本人確認ができるものを持参の上、市役所国保年金課、支所、市民センターで申請してください。 ※国民健康保険税の未納がない世帯のみ



もの ※確認書類の種類によつては2点以上必要な場合があります。代理人などが申請する場合は、本人の同意

書または委任状が必要な場合があります▼手数料 1枚 200円



マイナンバーカードに関するお知らせ

問合先 市役所市民課 ☎0587(32)1302

コンビニで各種証明書を受け取ることが出来ます! ID 1000974

マイナンバーカードを利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍などの証明書、戸籍附票の写しを全国のコンビニ(マルチコピー機設置店舗)で受け取ることが出来ます。

※4桁の暗証番号の入力が必要
▶交付時間 午前6時30分～午後11時(12月29日～翌年1月3日を除く)

マイナンバーカードの申請をサポートします! ID 1006139

マイナンバーカードの申請を希望する方を対象に、顔写真の撮影からインターネットでの申請まで、市職員がお手伝いします。

▶とき 午前9時～午後4時30分▶ところ 市役所市民課▶持ち物 通知カード、印鑑、本人確認ができるもの ※顔写真付きでないものは2点以上

マイキーID設定をサポートします! ID 1006204

9月から、キャッシュレス決済サービスの前払いなどで、買い物に利用可能なマイナポイントを取得できる制度が始まります。ポイントを受け取るにはマイキーID設定が必要となります。
▶受付場所 市役所市民課、支所、市民センター▶持ち物 マイナンバーカード ※4桁の暗証番号の入力が必要

国民健康保険の加入・脱退 の手続きをお忘れなく

市役所国保年金課 ☎0587(32)1312
ID 10001006

国民健康保険の加入・脱退などは、世帯主が届け出を行

うことになっています。届け出がない場合や遅れた場合は不都合が生じますので、必ず届け出をしてください。

▼手続き 左表▼届出先 市役所国保年金課、支所、市民センター

国民健康保険の手続き

	こんなとき	手続きに必要なもの
加入	職場の健康保険を脱退したとき	健康保険を脱退したことの証明書
	県外から転入したとき	(転出証明書)
	子どもが生まれたとき	
脱退	職場の健康保険に加入したとき	保険証、職場の健康保険証
	県外へ転出するとき	保険証
	死亡したとき	保険証
その他	一定の障害があると認定された65歳以上75歳未満の方が後期高齢者医療制度に加入したとき	保険証、後期高齢者医療制度の保険証
	県内の他の市区町村から転入したとき	(転出証明書)
	県内の他の市区町村へ転出するとき	保険証
	市内転居したとき	保険証
	氏名・世帯主が変わったとき	保険証

世帯主および対象者のマイナンバーが分かるもの、届け出する方の本人確認ができるもの(運転免許証など)